

クラス会等補助交付事務手続き要綱

(通則)

第1条 会長は、愛知県立一宮興道高校卒業生相互の親睦のため、クラス会等の開催に対し、この要項の定めるところにより、当該年度クラス会等補助予算の範囲内において補助金を交付することができる。なお、開催状況により補助金を交付することが出来ないことがある。

(補助金額)

第2条 補助金額は次に区分する基準のいずれかとし、1学級につき年度内にどちらか1回以内とする。

一 クラス会

3年次の1学級に所属した構成員のみで構成される、参加者数が下記の集会

- | | | | |
|---|------------|----|-------|
| イ | 20名以上 | 金額 | 1万円以内 |
| ロ | 10名以上20名未満 | 金額 | 5千円以内 |

二 学年集会等

2つ以上の学級にまたがった構成員で構成され、同日同会場で開催される、参加者数が下記の集会

- | | | | |
|---|-------------|----|-------|
| イ | 100名以上 | 金額 | 4万円以内 |
| ロ | 75名以上100名未満 | 金額 | 3万円以内 |
| ハ | 50名以上75名未満 | 金額 | 2万円以内 |

- 2つ以上の学級にまたがっており、参加者数が学年集会等に満たない場合、クラス会の基準を満たしていれば、参加者数が最も多い学級のクラス会として扱うことができる。
- クラス会の対象は3年次の学級のみとし、1年次・2年次の学級は対象としない。

(事前申請)

第3条 補助の申請をしようとする者（以下、補助申請者）は、会長に対し、28日前までに、次の事項とともに申請の意思を明確にしなければならない。

- 一 会の名称・目的
- 二 予定する開催日時
- 三 予定する出席人数
- 四 対象者の卒業年次・クラス等
- 五 幹事の連絡先
- 六 その他特筆事項

- 補助申請者は、クラス会にあつてはクラス幹事、学年集会等にあつてはクラス幹事の代表者でなければならない。
- 前項の規定に関わらず、クラス幹事との連絡がとれず、クラス会の参加者数が20名以上である場合には、クラス幹事以外の者が補助申請（事前申請を含む）を行うことができる。

(補助額の内示)

第4条 会計は、事前申請が有効と認めるときは、第2条を基準として補助額を決定し、事前申請のあった日から14日以内に、意思を伝達するに足る有効な手段をもって申請者に内示するものとする。

(補助申請)

第5条 補助申請者は、クラス会の開催後速やかに、別紙様式および提出書類を整理し、別紙様式に定める方法をもって補助申請を行うものとする。

(補助金の交付)

第6条 会計は、補助申請が有効と認めるときは、補助申請のあった日から14日以内に、現金で、又は銀行振込により、補助金を交付するものとする。

(雑則)

第7条 会長は自ら事務に当たることができるほか、事務担当を指名することができる。

- 2 事務担当は会計の掌握下に入り会計と協同して事務に当たる。
- 3 本要綱に定めなき事項は会計が決定することができる。
- 4 会計および事務担当は処理の結果を会長に報告する。

(改正)

第8条 この要項は役員会出席者のうち理事・幹事の過半数以上の賛成によって改正する。

附則

この要項は平成28年4月1日以降のクラス会等補助に対して適用する。

(平成28年3月1日公告)